

福山市骨粗しょう症検診業務実施要領

第1 趣旨

この要領は、健康増進法に基づき、骨粗しょう症を早期発見し予防するための、骨密度検査の実施について必要な事項を定める。

第2 業務の実施方法等

1 検診の実施方法

集団健診及び個別健診により実施する。

2 対象者

市内に居住する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性を対象とする。

第3 周知方法

広報ふくやまに掲載する等周知徹底を図る。

第4 業務実施計画

1 業務実施計画は受託者と協議して決定するものとする。

2 当該業務実施計画を変更するときも同様とする。

第5 項目及び方法

1 検査項目及び方法は次のとおりとする。

(1) 問診

現在の症状、既往歴、家族歴、嗜好、運動状況及び栄養摂取状況等を聴取する。

(2) 骨量測定

CXD法、DIP法、SXA法、DXA法、pQCT法又は超音波法等により実施する。

2 判定区分

検査結果は、「骨粗鬆症予防マニュアル」（厚生省）に基づき、「異常なし」「要指導」及び「要精検」に区分する。

第6 指導

異常所見を有する人に対しては、治療の勧奨や日常生活の指導等に努めるものとする。

第7 受診者の負担金

1 受診者負担金は、別表に定める金額とする。

2 実施機関は受診時に受診者負担金を徴収するものとする。

第8 検査結果の報告

医療機関は、検診を行った月の翌月10日までに、診査票を市に提出する。

第9 結果の通知

受診者への結果通知は、実施後1か月以内に実施機関が行うものとする。

第10 記録の整備

市は結果については、名前、年齢、検査結果及び判定結果等の記録を保管するものとする。

実施機関は、受診者の問診記録及び検査結果を5年間は保存する。

附 則

この要領は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

別表

福山市骨粗しょう症検診受診者負担金

受診者が負担する費用は、次に定める額とする。

個別健診：69歳以下 1,200円

70歳 400円

集団健診：69歳以下 600円

70歳 200円

ただし、次に定める人は、証明書等の提示により、費用負担を免除する。

- ・生活保護世帯及び市民税非課税世帯に属する人